

寒川町自殺対策計画進捗確認シート（基本施策）

資料1

計画における項目	実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和5年度実施計画
基本施策1 地域におけるネットワークの強化						
1-1. 寒川町自殺対策計画推進協議会の開催	計画の策定及び推進、自殺対策のための情報交換及び連携強化のため、協議会を開催します。	P.18	町民部	町民窓口課		実施を継続する。対面による会議が望ましいが、コロナ感染状況により書面開催する場合もある。
1-2. 寒川町自殺対策庁内連絡会の開催	計画の策定、計画の各取組を推進するため、町内連絡会を開催します。	P.18	町民部	町民窓口課		実施を継続する。対面による会議が望ましいが、コロナ感染状況により書面開催する場合もある。
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成						
2-1. ゲートキーパー （こころサポーター） 養成研修	自殺対策を支える人材の養成研修を実施します。	P.18	町民部	町民窓口課		実施を継続する。長引くコロナ禍において、Zoomなどのオンライン利用についても検討する。
基本施策3 住民への啓発と周知						
3-1. 自殺予防週間街頭啓発	自殺予防週間に合わせ、相談窓口の情報を掲載したリーフレット等の配布を行います。	P.19	町民部 健康福祉部	町民窓口課 福祉課 健康づくり課		実施を継続する。相談窓口案内チラシを作成し、自殺対策強化月間に町内高等学校、中学校、公共施設へ配布する。自殺予防週間に分庁舎壁面に懸垂幕を掲示、公用車にマグネットシートを設置する。
3-2. 図書館における特設展示	夏休み明けにこころのバランスを崩す子どもが多いことから、8月下旬から9月上旬にかけ、生きるをテーマにした図書の展示及び貸出、リーフレット等の配布を実施します。	P.19	町民部 教育委員会	町民窓口課 教育政策課		実施を継続する。総合図書館において、自殺防止のための展示を実施する。
3-3. 健康普及事業	町民が自発的に健康づくりに取り組める機会や場を提供します。	P.19	健康福祉部	健康づくり課		継続して感染対策を講じたうえで、「健康づくり体操の日」や「ライフステージ別料理教室」等の講座を実施する。
基本施策4 生きることの促進要因への支援 ①生きがいがづくり活動の支援 ②相談体制の充実 ③遺された人への支援						
4-①-1. 健康普及事業	町民が自発的に健康づくりに取り組める機会や場を提供します。	P.20	健康福祉部	健康づくり課	○	継続して感染対策を講じたうえで、「健康づくり体操の日」や「ライフステージ別料理教室」等の講座を実施する。
4-①-2. 生涯学習振興事業	様々な媒体を活用した情報提供体制を整備し、各種講座やイベント等を開催し、町民の生涯学習機会の拡充をはかります。	P.20	町民部ほか	学び推進課 講座担当課等		実施を継続
4-①-3. 社会教育振興事業	公民館を地域の学びの拠点として、あらゆる世代を対象とした様々な分野の講座等の開催、サークル活動の場、成果発表の場等を提供します。	P.20	教育委員会	教育政策課		あらゆる世代の町民が地域に主体的に参加できる機会づくりとして、公民館講座等を実施する。

寒川町自殺対策計画進捗確認シート（基本施策）

資料1

計画における項目	実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和5年度実施計画
4-①-4. 高齢者生きがいづくり等支援事業	シニアクラブの会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくりの推進のため、シニアクラブ連合会及び各シニアクラブの活動の活性化を支援します。	P.20	健康福祉部	高齢介護課		コロナ禍による活動の制限等により、会員の減少がみられるが、協力体制を強化し、会員数の増加を図り、高齢者が入会しなくなるような魅力ある組織としていく。
4-①-5. シルバー人材センター支援事業	寒川町シルバー人材センターの機能充実・支援を推進し、高齢者の社会参加の場の確保と生きがいや社会貢献の推進を図ります。	P.21	健康福祉部	高齢介護課		定年の延長等により会員の減少がみられるが、協力体制を強化し、会員数の増加を図り、高齢者が入会しなくなるような魅力ある組織としていく。
4-①-6. 介護予防事業	高齢者の生活の質の向上を図るため、高齢者の心身機能の改善や閉じこもり・うつ予防の支援、社会参加を促すための各種介護予防事業を実施します。	P.21	健康福祉部	高齢介護課		在宅版の元気はっけん広場を継続するとともに、感染対策を十分に行いながら、集合版の元気はっけん教室や講師派遣事業、高齢者健康トレーニング教室を開催する。
4-①-7. 就業・就労支援事業	一般就労に向けて作業所等に通所する障がい者に対して交通費を助成します。 また、障がい者の就労の場の確保と職場定着を支援する障害者地域就労援助センター事業助成を2市1町（藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町）で行います。	P.21	健康福祉部	福祉課		実施を継続
4-①-8. 青少年育成事業	青少年の健全育成に向け、幅広い年齢層が多数参加できる事業を開催し、異年齢交流を図ります。さらに地域活動や研修等により指導員やリーダーの育成を図るとともに、青少年活動を支援します。	P.21	学び育成部	学び推進課		・次の事業を実施 子どもまつり、小学生体験学習（小学生農作業収穫体験、キャンプ）、愛護パトロール、子ども議会、ふれあい塾、青少年問題協議会、成人式、放課後児童クラブ ・次の団体活動を支援 青少年指導員連絡協議会、ジュニア・リーダーズクラブ、子ども会
4-②-1. 消費生活相談・各種町民相談	多重債務や離婚、労働問題、家庭内のもめごと等、様々な相談に対し、一人で悩むことのないよう各種相談を実施します。	P.22	町民部 環境経済部	町民窓口課 産業振興課		実施を継続する。消費生活相談員による消費生活相談をはじめ、弁護士による法律相談、司法書士相談、行政書士相談、人権擁護委員会による人権相談や行政相談委員による行政相談を実施する。
4-②-2. 教育相談	子どもの発信するSOSを受け止め、教育上の悩みや心配事、いじめに関することなどについて、児童・生徒本人及びその保護者と対面や電話で相談を受け付けます。	P.22	教育委員会	学校教育課		SSW、心理士、訪問相談委員、相談指導教室専任教員、指導主事が相談に対応します

寒川町自殺対策計画進捗確認シート（基本施策）

資料1

計画における項目	実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和5年度実施計画
4-②-3. 子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と子育て支援センターの子育てアドバイザーにより、育児についての悩みや心配事などの相談を、対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関との連携や情報提供を行います。	P.22	学び育成部	子育て支援課		対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必要な支援（専門相談や受診勧奨等）を行う。 また、相談の受付だけでなく、気になる方へのアプローチを行い、随時関係機関との連携を図る。
4-②-4. 子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援します。	P.22	学び育成部	子育て支援課		対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必要な支援（専門相談や受診勧奨等）を行う。
4-②-5. 地域包括支援センターの運営	高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、安心して暮らせるよう、支援体制の構築を行います。	P.22	健康福祉部	高齢介護課		前年同様継続
4-②-6. 民生委員・児童委員活動	民生委員児童委員による地域の相談・支援等を実施します。	P.23	健康福祉部	福祉課		実施を継続
4-②-7. 障がい者相談支援事業	障がいのある人とその家族等に対し、障害福祉に関する相談に対応し、必要に応じた情報の提供および助言、その他障がい福祉サービスの利用支援等を実施します。	P.23	健康福祉部	福祉課		実施を継続
4-②-8. 障害者虐待防止センターの運営	障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、適切な支援等を実施する事を目的に、障害者虐待防止センターを運営します。	P.23	健康福祉部	福祉課		実施を継続
4-②-9. 障がい児の福祉サービス利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用について相談に応じます。	P.23	健康福祉部	福祉課		実施を継続
4-③-1. 自死遺族相談等の情報提供	県精神保健福祉センターが行う電話相談や、面談相談、大切な人を自死で亡くした方の集いなどの情報を提供します。	P.23	町民部	町民窓口課		実施を継続する。自死遺族用リーフレットを窓口に配架する。

寒川町自殺対策計画進捗確認シート（基本施策）

計画における項目	実施内容	計画書 ページ	担当部署	担当課	再掲	令和5年度実施計画
基本施策5 生きづらさを抱えた子ども・若者及び保護者への支援						
5-1. 教育相談	子どもの発信するSOSを受け止め、教育上の悩みや心配事、いじめに関することなどについて、児童・生徒本人及びその保護者と対面や電話で相談を受け付けます。	P.24	教育委員会	学校教育課	○	SSW、心理士、訪問相談委員、相談指導教室専任教員、指導主事が相談に対応します
5-2. 子育て世代包括支援センター事業	助産師・保健師が、妊娠・出産・子育ての各時期に必要な支援を行うとともに、産後不安の強い方には産後ケアの利用による不安の軽減につなげます。	P.24	学び育成部	子育て支援課		対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必要な支援（専門相談や受診勧奨等）を行う。
5-3. 乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までに、助産師・保健師が乳児のいる家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに必要な情報提供を行います。	P.24	学び育成部	子育て支援課		対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必要な支援（専門相談や受診勧奨等）を行う。
5-4. 子育て支援相談事業	子育て支援課に配置している子育て支援相談員と子育て支援センターの子育てアドバイザーにより、育児についての悩みや心配事などの相談を、対面や電話等で受け付けるとともに、関係機関との連携や情報提供を行います。	P.24	学び育成部	子育て支援課	○	対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必要な支援（専門相談や受診勧奨等）を行う。 また、相談の受付だけではなく、気になる方へのアプローチを行い、随時関係機関との連携を図る。
5-5. 児童虐待防止のネットワーク事業	児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全確認、関係機関等への調査及び保護者への指導や継続的支援を行うとともに、要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関との連携により虐待防止に取り組みます。	P.25	学び育成部	子育て支援課		対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必要な支援（専門相談や受診勧奨等）を行う。
5-6. 子どもの発達相談	心身の発達に課題がある、または障がいがあると思われる子どもについて相談を受け、必要に応じて評価や経過観察などを実施し、よりよい成長を支援します。	P.25	学び育成部	子育て支援課	○	対象の希死念慮の有無などを確認しながら事業を実施する。希死念慮等が確認された場合は、気持ちに寄り添いながら必要な支援（専門相談や受診勧奨等）を行う。
5-7. 障がい児の福祉サービス利用の相談	児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用について相談に応じます。	P.25	健康福祉部	福祉課	○	実施を継続